

府政報告 日本共産党京都府会議員団

No. 1875 発行 2006年11月16日 TEL 075-414-5566 FAX 075-431-2916 E-Mail giidan@jcp-kyotofukai.gr.jp

決算特別委員会知事総括質疑での質問と答弁の概要をご紹介します。

2005 年度決算特別委員会 総括質疑

2006 年 11 月 15 日

■光永 敦彦(日本共産党 京都市左京区)

長岡京市の児童虐待死事件 児童相談所の人員体制の強化を

【光永】日本共産党の光永敦彦です。

まず、児童相談所について伺います。今回の児童虐待死事件は本当に残念で極めて遺憾です。こんな悲しい事件を二度と起こしてはなりません。これは、痛恨の思いをされている児童相談所の職員のみなさんを含め、誰しも共通だと思います。

また、全面的な検証が必要ですが、その際、大阪・岸和田市で発生した虐待事件に対する「緊急提言」の最後に「児童虐待対応の専門機関である児童相談所の職員を増員して、組織体制を強化することが最も重要であるという結論にいたった」と述べていることは重要と考えます。調べますと、京都の場合、虐待防止法が施行される前の平成 11 年は、三つの児童相談所合計で、虐待に関わる件数が 90 件でしたが、平成 17 年度には 276 件と 3 倍化しました。今年度すでに上半期だけで 167 件と激増しています。これら一つ一つに専門的な対応が求められています。その上、相談件数は昨年度 3134 件にも上ります。

ところが、京都児童相談所では今年三月末にベテランの児童福祉司を含む職員が退職されたあと、6 月までの 2 か月間 2 名欠員のまま人員補充がなされませんでした。まず、その理由をご説明ください。

【知事】府全体ではかなりの人員の見直しを行なっているが、児童相談所については、平成 12 年度の児童虐待防止法施行以来、児童相談所全体で 47 名を 56 名に 9 名増しており、うち児童福祉司については 14 名を 23 名に 60%増という形で取り組んできた。今回、京都児童相談所では、本年 3 月末に相談担当職員 2 名と一般事務職員 1 名が退職した。これについては、とくに相談員の方は次期、早期にベテラン職員等を補充することとし、それまでの間 1 名の嘱託員を配置するとともに児童福祉司の資格をもつ所長がこの 2 か月の間、退職した相談判定課長の役割を実質的に担いながら、所内応援体制を組んで対応した。

【光永】決算書面審査では、全府あげて、宇治児童相談所などを含めて支援体制を組んでやっているという話もあったが実際にはできていない。今の答弁も含めて職場からは人員の要望もあったはずだが人員補充されていない。しっかりした対応ができなかったことは課題だと思うし、何よりも現場の実情をしっかりとつかんだ対応が必要なのにそれに応えられなかったことについては、今後しっかり調べてほしい。また、京都の場合は独自の問題も書面審査で浮き彫りになった。5 名からなる虐待対応専門の未来っ子サポートチームを各児童相談所に作りましたが、京都児童相談所の場合、児童福祉司 2 名は、全体の新規虐待の初期対応と、自分の地域担当を兼務することになっています。

さらに平成 17 年度から実施した土日も含む午後 1 時 30 分～夜 10 時までの変則勤務に、虐待対応チームの児童福祉司も含め配置されたため、来所面接や訪問日程がとりにくく、サポートチームのミーティング回数が減り、ケースの共有化ができにくくなっていたのではないのでしょうか。

そこで伺います。緊急に児童福祉司の交代勤務体制は止めるべきです。また、未来っ子サポートチームは専任化すべきです。さらに今後、人員体制の強化こそ必要ですが、いかがですか。

【知事】児童相談所の相談体制については、今、検証委員会でも検証している最中であり、確かに忙しい職場であるので、私どもも相談体制については逐次強化をはかってきたところ。そうした流れの中で、今後ともしっかりと対応をしていきたいと考えている。

【光永】大切なのは、現場の実情に見合った体制を配置すること。これは、まさに府の認識と対応が問われているわけで、今後ぜひ強化してほしい。また、先ほど述べた現在の体制の見直しを強く要望する。

また、この間、体制強化について、知事が繰り返し家庭総合支援センターを東山区に設置して強化をすると言いき、マスコミ等で報道されている。しかし、私は、そもそも今でも口丹と乙訓地域を対象としている京都児童相談所が、機動性や利便性の観点から、上京区にあること自身が問題だと考えている。そのうえ、今後洛東病院跡地の東山区にもっていくことに道理はない。例えば乙訓の長岡京市議会では、児童福祉司は振興局に常駐して欲しいという要望も出されたように聞いているので、この点では必要な場所に設置することが府の基本方針であるべきだ。まず、洛東病院跡地への移転ありきの姿勢はやめるよう強く求める。

青年雇用問題 正規雇用拡大のため府内全事業所へ働きかけを

【光永】次に青年の雇用について伺います。

今、貧困と格差が大きな問題となっています。その原因の一つに「ワーキングプア」に象徴される「雇用破壊」といわれる事態が進んでいます。しかも、偽装請負が大きな問題になり、国や自治体がこれらにどう対応するのかが問われています。

私は、これまで繰り返し、深刻となる青年の雇用実態を本府としてしっかりとつかむこと、また誘致する企業には正社員雇用枠を設けるべきということを求めてきました。ここに来て、ようやく派遣労働を含む雇用実態調査がはじまり、正社員枠についても検討されるという表明があったことは一歩前進です。そこでさらなる本格的な取り組みの強化が必要です。

そこで、パネルでお示しします。この間、私どもが青年のみなさんと一緒に取り組んだ青年雇用アンケート「青年雇用大調査」は、現在まで京都府内各地から 700 人を超える方から返事が寄せられて、それを集計しました。見ていただくとわかるとおり、働く青年のうち、年収 200 万円以下の割合を出してみると、契約社員の方のうち 54%が年収 200 万円以下、派遣社員では 68%、約 7 割、パート・アルバイトでは年収 200 万円以下の方が 93%もおられる。これは大変深刻な事態、まさにワーキングプアという事態です。「人間を便利扱いするな！と言いたい」という切実な声も紹介しています。まさに青年の叫びがつつられています。

そこで伺います。京都では法人税収が回復基調にあるなど、大手企業は業績が回復しているのに、他方、青年の雇用実態はここに述べたように大変深刻になっています。その理由について知事はどう認識されていますか。

【知事】最近の府内の雇用情勢は、今年度第 2 四半期の完全失業率が 4.5%、今年 9 月の有効求人倍率が 1.01 倍になっている。私が知事に就任した平成 14 年の完全失業率が 6.3%、有効求人倍率にいたっては 0.51 倍だったので、それからすると非常に大きく改善された。とくに正規社員の有効求人倍率が 0.6 なので 0.51 を上回っていることはいえると思う。しかし、一方でご指摘のように非正規雇用の増大というものが青年の雇用に大きな影を落としており、私どももその改善を大きな課題においている。その中で、法人税収の回復基調が見られるので景気の回復に伴い、新規学卒者の就職内定率は 10 月 1 日現在比較で、平成 14 年に比べ 10 ポイント以上大きく改善している。ただこれまでの就職氷河期に正規雇用されなかった若者を中心に、パート・アルバイトなどの臨時雇用や年長フリーターなどの増加の傾向にあり、加えて若年者の失業率も他に比べて高い状況。こうした雇用環境の原因については、一つには企業の採用形態のあり方がある。また、正規雇用で勤めても「七・五・三」ということが言われているように若年者の就業意識の変化もある。そして労働者を取りまく労働法制の問題、こうしたものがからみ合って今の状態があると考えている。

【光永】知事もお答えのとおり、採用のあり方、働く現場のあり方がまさに破壊しているという事態だと思うが、ただ答弁の中で就業意識の変化のことをいわれたが、しかし、私どもの先ほどのアンケートではほとんどの人が正社員になりたいと答えているわけです。もう一点驚いたのは、正社員の方が、職場でどんどんリストラされていき仕事が大変だから、自分は正社員だけれどもだからこそ正社員を増やしてほしい、という願いも大変強くアンケートに出されていたこと。それほど正社員の方も、パート、アルバイト、派遣の方も正社員を求めているというのが実態だ。調べると、京都では派遣会社が平成 14 年は 180 事業所だったのが、今年 10 月現在では 683 へと急増している。まさに正社員が非正規に置き換えられている現実がある。

そこであらためて具体的にお聞きしますが、京都府が雇用のため 10 億円を補助する予定のジャトコ八木工場が竣工しましたが、そのすぐ近くの亀岡のサーミット工業という人材派遣会社には

「急募、自動車部品の組み立て、加工 100 名大募集！」「今月入社の方、5 万円支給」などと書かれており、勤務地をみると八木と明確に述べられていました。ジャトコの八木工場で、大量の派遣労働者が使われるようなことがないか、チェックすべきだと考えますが、いかがですか。

【知事】どういった形でチェックをしなければならないのかという問題があると思う。法令に触れるような問題があるとか、そのなかでということであればチェックになると思うが、ちょっと今のはよくわかりません。

【光永】わからないのが問題です。京都府は雇用のために補助金 10 億円出すと言っているのですよ。ところが、多数が派遣労働、それが増えるような雇用条件になっていけば、これは何のために京都府は補助金を出すのですか。派遣労働者を増やすために補助金を出すということになるのではないですか。だからチェックをちゃんとすべきだと言っている。そのことを求めているわけで、もう一度答えてください。

【知事】補助金との関係については、当然補助金の支給条件にあっているかどうかチェックする、それは当たり前です。

【光永】補助金の範囲内だけということではなくて、全体が正規雇用を増やしていこうという大きな課題なのであり、しかし一方現実にはこれだけ派遣の雇用が増える恐れがあるということが現に示されているのですから、これはしっかり全体調査をするというのが京都府の役割だということを指摘しておきたい。安倍首相でも「ワーキングプア前提の生産は大問題」と述べられたわけですから、京都府の補助金が不安定雇用の拡大に使われることのないように求めておきたい。

さて、正規社員をどう増やすのかということも課題です。

そこで、来年度検討されている正規雇用を促進するための企業立地・育成条例の見直しの検討状況はいかがですか。また、本府が企業に対し正規雇用を増やすよう働きかけを行ったと聞いているが、その具体策はいかがですか。

【知事】すでに議会に示しているように、戦略的な企業誘致を促進するためのアクションプランの中間案において企業立地・育成条例の延長、改定にともない、よりいっそう安定した雇用の創出の確保策について検討し、今パブリックコメントを行なっているところ。この結果をふまえ、最終的な案も見ながら判断していきたい。正規雇用等の創出、確保の働きかけについては、これまでから京都府としても各企業に対して、京都労働局や教育委員会とともに新規学卒者等の求人の確保を要請してきた。また、企業誘致にあたっては、雇用の場の確保を図ることが重要と考え、立地企業に対しても強く要請している。それと、結果をチェックし、いちいち検査するというのは違うと申し上げた。さらに先般開催した労働者団体、経営者団体との三者トップ会談においてもその課題について議題としてとりあげ、この会議の合意をふまえ、各事業主、団体に対して正規雇用と安定的な就労機会の創出確保、ならびに多様な働き方の導入等について、三者連名により幅広く要請を行なった。さらに経営者協会も積極的に加盟企業と連携してもらい、京都ジョブパークを支援していくこととしているので、今後とも公私一体となって幅広い府民の皆様の就労を支援する京都ジョブパークの構想の推進にあたっていきたい。

【光永】ジョブパークは充実していただきたいし、アクションプランも実効あるものにしていただきたいが、企業に正社員を採用する点で、「要請」という言葉が続いたが、要請だけでは本格的に進まないと思う。たとえば、企業立地の補助金を出す企業や工業団地などに立地する企業に対して、雇用計画書の提出ぐらいは求めていいのではないかと思いますがいかがですか。

また、先日、徳島県が立会人として、日亜化学の請負労働者 1600 人を対象に、今後、直接雇用さらに正社員化をしていく方向について確認されたと報道がありました。法律では、派遣労働者の受け入れ期間が一年を超えた場合、受け入れ先の企業に直接雇用の申し入れ義務を課しています。ところが、私どもが委託して調査した結果では、義務を積極的に履行している京都の企業のなかでは、一般派遣で 30%、特定派遣でわずか 25%にすぎないとなっている。緊急に本府として、直接雇用の申し入れ義務を果たしていない企業があるかどうか調べ、直接雇用や正社員化を、労働局や経営者協会とも協力して、府全事業所に働きかけるべきではありませんか。お答え下さい。

【知事】企業誘致の件については、まさに今アクションプランの中で検討しているところであり、その中で雇用の創出・確保を図るための策を検討しているので、そうした補助金がしっかりと運用されて、正規雇用がはかれるようしっかりとしたものをつくっていきたい。それから、この問題についてはまず、指導監督権限と調査権限をもつ労働局が一生懸命動いているところなので、私どもは労働局としっかりと連携を強化して、そのなかで要請行動をしていく。

【光永】もちろん労働局、国が先頭に立ってやるのは当然だと思う。ただ私は先ほど徳島県の日亜

化学の例をあげました。徳島県に直接お聞きしますと、徳島県が日亜化学と労働者の間に入って今後、正規雇用していくという方向を確認したけれども、「なぜ県が間に入ったのですか」とお聞きすると、「企業の健全経営と正規雇用拡大のために、権限はないけれど、立ち会った」と述べられました。ですから、府として今後、直接雇用を増やしていくという立場に立つならば、こういう積極的な取り組み、踏み込んだ取り組みも必要だと思うので、こういう努力を強くお願いしたいと思います。

また、これらを進めるためには、より立ち入った実態の把握が必要です。しかし、先の府民労働部の書面審査で、私が立ち入った調査を求めたにもかかわらず、府民労働部から「手間やお金がかかるのでできない」といわれました。しかし青年の雇用実態をつかむことは、本格的な対策を行う大前提です。

手間やお金をかけてでも、調査すべきだと強く求めます。

そもそも、雇用破壊といわれる事態が青年のところで続くことは、持続可能な社会となりえません。それだけに、人間らしい働き方のルールを守らせるとともに青年の正規雇用を増やすため、本府が全力をあげるよう求めて質問を終わります。

■島田けい子(日本共産党 京都市右京区)

限界にある府民の暮らし。これ以上の負担増、医療制度改革悪に反対せよ

【島田】日本共産党の島田けいこです。

私たちはいま、住民のみなさん方にアンケート調査を行なっています。福祉・暮らしに対するご要望をお聞きしていますが、こんな声が寄せられています。

「国民年金とわずかな貯金を取り崩して毎日暮らしていますが、いつまでお金がもつかかわからない」「毎日の暮らしが本当に苦しい」「生きていくのがつらいです」という声。また「商売が大変です」「無年金。夫婦心中をすることもしばしばです」「病院にいく回数を半分から3分の1にへらしました」など、本当に読んでいるだけでも心配になり、胸が詰まる訴えが沢山ありました。

年金が一円も上がらないのに、国保料や介護保険料が上がり、医療費の窓口負担が上がって、本当に暮らしていけないという住民の悲鳴にも似た声が多数寄せられています。来年、定率減税が全廃されると、税負担が40倍にも増える高齢者世帯までであることが国会でも明らかになりました。知事は、これまでの税制改革や医療制度改革について、「持続可能で安定的なわが国を作る上で当然だ」とされてきましたが、今でもこの様な認識か、まずお尋ねしたいと思います。

【知事】私が申し上げたのは、受益と負担のあり方というものを十分に含めて、全体のバランスを考えて、これは講じていかなければならない問題だということをお願いしたわけで、どこが認識の問題とつながるのかよく分らないが、これは将来の国家問題ですから、どういう負担を国民に求め、どういう受益をそれに対して講じていくかということ、国においてしっかりと議論をして、将来を見据えた制度を構築して頂きたい。その中で、国に対しては、弱者にしわ寄せがこないよう、地方の実状を十分に踏まえた改革と改善を要請してきたところです。

【島田】確かに知事は、安心して医療が受けられるように、あるいは、低所得者に配慮してほしいという要望を国に上げておられますが、これまでの議会の答弁では、繰り返し、受益と負担ということと同時に持続可能な制度にと答弁をされてきた。しかし、先程言った事例は、正に生きていくこと、暮らしの持続が不可能になっている府民が増え続けているという問題なんです。私は、この点で、すこやか長寿プランやいろいろ、中期ビジョンの中に書かれていますが、府民は立ちゆかなくなっている。ですから、命を奪うような医療制度改革にはきっぱり反対すべきだ、このように求めたいと思います。知事の認識はいかがでしょうか。

【知事】今、申し上げた様に、国に対しては、弱者にしわ寄せが来ないよう、地方の実状を十分に踏まえた対策等改善を要請するとともに、正に、障害者自立支援法については、私どもは、全国の都道府県でトップを切って支援を行なうなど、地方公共団体として、セーフティネットを構築し、住民生活を守るために全力をあげている。

【島田】障害者の問題は、後ほど伺いますが、社会保障制度が本来セーフティネットであり、その

セーフティネットそのものが、ボロボロになっているということです。医療改革関連法も含め、今、国民の不安が高まっていますが、私は、いろんな現場にお訪ねし、お医者さんからも、障害者のみなさんからもお聞きしました。これまでの負担増だけではなくて、正に、生きてさえいけないという事態をうんでいる。そういう事態にあると思います。

具体的に伺いますが、障害者自立支援法についてです。

障害者団体の各種調査で、所得が低い人ほど、利用を減らす傾向が強く、障害が重い人ほど重い負担がのしかかるといふ、「応益負担」の問題が浮き彫りになっています。

私は、府下の施設にお話を聞きました。130名規模の施設では、4月からこれまで10名もの方が施設を退所し、10名の職員が退職した。施設の報酬は半年で2700万円も減収したとのこと。「応益負担は撤回していただきたい。」「障害者施策に日割り方式を導入したことは間違い」と切々といわれました。問題は明らかになっています。国に対し、「応益負担」の撤回と自立支援法の抜本的見直しを要求すべきです。いかがですか。

【知事】先程申し上げた様に、障害者自立支援法については、障害がある方々にとって、必要なサービスが受けることができない状況が生じないように、国に対し、しっかりと要請をするとともに、その中で私どもは、都道府県の全国でトップを切って障害者自立支援法の支援を府として単独で行なったわけです。これについては、近畿府県でも、滋賀県が9月に追随したし、他府県でも追随をする動きがあるという事ですから、正に京都が率先して、そういう状況を引っ張っているということと言えると思います。そうでしょう。

障害者への「応益負担」の導入撤回を、なぜ知事は求めないのか

【島田】必要なサービスが受けられない事態が進行をしているのです。先日、京都新聞が報じていた。西右京の社協の集会で、精神障害者で、共同作業所利用者の方が、経済苦、悲観をして自殺をしたということを報じておられました。正に、命まで奪われている事態です。先程、滋賀県の例をお話されましたが、滋賀県の緊急プログラムは私も見させて頂きました。先程の施設経営問題では、日割り方式による激減する報酬を加算制度で補填をするとか、あるいは、これまでの委員会でも指摘をしたように、障害がある子どもたちが通う通所施設、療育施設等、市町村が無料で行なう児童デイサービスの事業を継続するという事で、県が市町村を応援する緊急プログラムになっている。京都府の場合は、施設に対しては貸し付けの制度に止まっているわけで、私は、この点を含めて、今、障害者のみなさんの声に真摯に向き合って改善を図って頂きたい。そもそも、障害者のサービスが、目のご不自由な方の移動支援が受益なのか、あるいは、発達障害がある子どもの教育・療育を保障する制度が、どうして受益なのか。この根本問題をしっかりと改めることが必要だと考えています。いかがですか。

【知事】正に、滋賀県の制度等についても、私どもが引っ張ったんでしょ。京都がね。これは認めて頂けると思います。違いますか。その上で、私どもは国に対して、利用者負担について、低所得者の実態を十分に勘案し、地方自治体の独自軽減措置を踏まえた見直しを行なうこと、事業者の報酬については、良質なサービス提供や、利用者の経営安定化を図るため、報酬額や人員配置策について適性水準を確保することについて、強く要請を行ないました。また、一昨日の近畿ブロック知事会においても、障害者自立推進についての緊急提言を採択し、近畿府県が一致して国への働きかけを行なっているところです。

【島田】いくつか改善点を求められている事は結構だと思うし、京都府の障害者の軽減策については私どもも評価をしました。しかし、施設経営について、今、共同作業所も含め、存続の危機に有るわけですから、更なる改善を求めていますし、根本問題である応益負担を撤回せよというのが、今、障害者の一番の願いでして、このことについては、知事は何ら答弁をされていません。この立場が間違っている事を指摘しておきたいと思います。

お年寄りから介護ベッドを取り上げ、何が「介護予防」か

【島田】次に、軽度介護者から介護ベッドや車いすが取り上げられる問題です。

南区社会保障推進協議会の介護シンポでこのような発言がありました。「私のベッドを返してほしい。ベッドがなければ起き上がれず、夜中に一人でトイレにもいけない。喘息の持病があり苦しいときはベッドを起こしてもたれていた」京都市の介護保険課に相談したが「国の法律で決まったことだ」と冷たい返事。とうとう、10月24日、ベッドが引き上げられたそうです。そのほかにも、

ベッドが取り上げられたため、起き上がりや寝返りができなくなって介護度が上がった方もあります。寝たきりを増やして、どうして「介護予防」なのでしょう。

口丹波では150人が車いすや介護ベッドを原則的に返却せざるを得なくなったと報道されましたが、知事は実態をつかんでいますか。南丹市では低所得者に限り介護ベッド貸与料の補助や京丹波町では社協が無料貸与するとしています。本府としても市町村と連携して独自の対策を実施すべきです。お答えください

【知事】 応益負担、応能負担の問題ですが、京都府は、所得の低い方々、低所得者の方については上限を引き下げて応能にしているんですよ。そして、それを国に対して、我々の制度を見て下さいと要請しているんですよ。島田委員は、私どもの制度は、それでも応益だとおっしゃるのか。それとも応能だとおっしゃるのか。そこを明確にして頂かないと困ると思います。

先程もお答えしたが、福祉用具の貸与については、私どもも、今、実態調査を行なっていて、それを踏まえて、しっかりと国に対しても制度の改善等について要望していきたいと考えています。

【島田】 上制限を設けて、その枠に入って軽減された方は実際にいらっしゃいますが、先程言いました様に、児童デイサービス等は、その枠外に外れて、負担が4倍、2倍となり、現実抑制が起こっているのです。制度そのものがバラバラで問題があるのですから、そのことを指摘します。根本問題は応益負担が間違いなんです。

介護ベッドの問題ですが、京都市の発表した見込み数では介護ベッド3948台、わたしどもの調査で途中集計だけでも京都市を除く19自治体で、575台もベッドが引き上げられています。これまで知事並びに理事者は、こうした介護予防、介護保険制度の改定について、「こんなことをしたら、車いすが取り上げられたり、軽度介護者からホームヘルプサービス等が取り上げられるではないか」、この様に指摘しましたら、「介護予防に重点を置く方針は、本府の健康長寿日本一プランと一致する」「新予防給付は、現行制度と同様のサービスメニューが用意されている」と言って国の先取りをしてきたのです。私は、改めてこの責任を厳しく指摘しておきたいと思います。その責任も含め、現時点で、市町村が様々な努力していることについて、これを応援することは京都府として当たり前なことだと思います。ぜひ、検討して頂きますよう強く要望します。

「医療難民」つくるリハビリ医療の打ち切り。国に撤回を求めよ

【島田】 次に、リハビリ医療の制限問題です。この4月から医療保険を使って受けられるリハビリテーションの期間が最大6ヶ月に制限されました。全国保険医団体連合会の調査で全国6873人、京都で375人の方がリハビリを打ち切られたとのことです。厚生労働省は「症状が安定したら医療保険でなく介護保険のリハビリを利用せよ」といっていますが、介護施設に専門のリハビリスタッフが少なく十分なリハビリが受けられない事は京都府の調べでも明らかではないでしょうか。医療を制限してリハビリを奪うという様なことをやるなど、国へ白紙撤回を要求すべきと考えます。知事の見解をうかがいます。

【知事】 私は、介護予防は大切だということを申し上げたので、介護予防を徹底したら必要な人が受けられなかったら、それは問題だから、国に対して強く要請をするということを言っている。介護予防で応援をしたからと、そんな変な言い方は私は無いと思います。介護予防は島田委員も大事だと思いませんか。そう思いますでしょ。その中で、どういう制度をつくるかということが大切なので、そこは国に対してしっかりと要望しているということをご理解頂きたい。

次に、リハビリテーションに関する問題だが、今回の場合は、リハビリが出来るように報酬は一方で引き上げられている。ただ、算定日数の上限設定が行なわれた時に、医療リハビリを継続することにより、状態の改善が期待できると医学的に判断された場合は摘要除外となっている。私は、こういった中で、実態がどうなってくるのかという事については、制度設計と財源の権限と責任を有する国において、しっかりと調査の上に決定して頂きたいということ、これからも国に対して意見を伝えていきたいと思っています。

【島田】 介護予防という言葉で遊んでいる訳ではないのです。実際に介護保険制度の見直しの時に、要介護区分認定を変えて、これまで必要だったからあるベッドを引き上げた。その名目にされたのが介護予防だったわけです。ですから、私は、制度で使われている介護予防と、一般的な介護予防の問題とひっくり返して、すり替え答弁をしてはいけないと思います。介護予防という点では、早期発見、早期治療、そして必要な介護が、望まれる方にちゃんと提供されなければならないということが大前提です。体の基準に基づいて、区分を決めて、今回のような寝たきりを助長するような、介護ベッドの取り上げがおかしいと言っているのです。先程紹介した事例で、ベッドを取られた人

のお気持ちを、知事はどういうふうにお考えになりますか。独居で、お一人で頑張って暮らしておられる方々のベッドを取り上げたことについて、どのような痛みをお感じなのかお聞かせ下さい。

【知事】私どもは、支援が必要な方については、適切な支援が必要である、そういう観点から、国に対して要望しているのです。さっきから、言葉の遊びとっておりますが、すれちがいはそちらではないかと思う。介護予防は大切なんです。筋力トレーニングとか、寝たきりにならない予防をしていく、これはこれからの健康長寿の時代にとって非常に重要なことです。ただ、おっしゃる様に、そうした制度を構築する中で、必要な介護支援が受けられない人があってはならない。その点については、国に要望していると私は言っているのです。

【島田】制度の矛盾はいろいろ有りますので、知事がしっかりと国へ要望して頂いて、制度の抜本の見直しも含めてご努力をして頂きたいと思えます。

先程のリハビリの件ですが、20年前の寝かせきり医療への逆戻りになると、医療関係者からも厳しい批判の声がありますので、これも含めて国に対して白紙撤回をするよう求めていただきたいと思います。

いくつか緊急課題について質問をいたしました。知事が府民の痛みが本当にわかるなら、今言ったような課題について、意見を上げて頂きたいと思えますし、やはり、憲法25条、国民の生存権を保障するという理念に基づいて、医療と社会保障について、国がしっかりと責任を果すよう求めて頂きたい。要望します。

舞鶴医療センターへ緊急の医師派遣を行い、府北部の周産期体制の確保を

【島田】最後に、舞鶴医療センターの北部周産期医療センターについて、医師の努力も限界に近づいています。何度か伺いました。現場はぎりぎりの運営を強いられています。一日も早く産婦人科医師を確保し、北部周産期医療の体制を整えて頂きたいと思えます。知事の決意をうかがいます。

【知事】北部の医師確保の問題については、大変深刻な状態に陥っていると考えています。このため、先程も異議員にお答えした様に、現在、緊急対策を講じると共に、医療対策協議会で幅広く議論頂いているところであり、北部の周産期の医療体制の整備充実も含め、地元市町村や国とも積極的に連携して取り組んでいきたいと考えています。

【島田】医師確保の緊急提言については、私どもも発表させて頂き、知事にもお届けしました。そして医療関係者と幅広く懇談をさせて頂いています。先日の決算特別委員会現地調査では、バプテスト病院に伺いましたが、周産期医療体制の問題については、奈良の様な事態が起こればいけないのか、こんなご指摘もありました。もちろん、第一日赤に総合周産期医療センターをつくり、情報システムを整備して、随分と改善をされましたが、北部で奈良の様な事態が起これないように、妊産婦が亡くなる様な事態が、決して起これないように、全力をあげて頂きたい。このことを強く要望して私の質問を終わります。

《他会派委員の質疑（要点）》

■林田 洋（自民党）

①長岡京市の児童虐待死事件について

【林田】児童虐待事件についての受け止め、再発防止への決意はどうか。

【知事】幼い子どものかけがえのない命が失われた。心からお悔やみを申し上げたいが、悔やんでも悔やみきれない。安心・安全な京都づくりに全力で取り組んできただけに本当に大きなショック。特に今回、通報いただきながらそれを生かせなかったのは何故か、児童相談所の対応に問題があったのは私は間違いないと思うが、今回改めて緊急点検をして対応について確認してきたが、すべての虐待関係情報については、速やかにミーティングを行い本人の安否確認をするのが最も基本であって、上半期だけで167件の情報があつたが、こうした案件についてすべて市町村・学校・関係機関との連携のもと安否確認などを実施し、167件に対し345回の家庭訪問を行っている。中には、赤ちゃんの泣き声を勘違いされての通報などもあり、そうしたものできめ細かく対応していたが、それだけに今回の事案で、どうしてこうした対応が出たのかということがたいへん問題。ちょうどお姉さんとの関連で両親や亡くなられた子どもとの接触が担当にもあつて、その中での思

い込みがあったにせよ、家庭訪問等による児童の安否確認を行わなかったこと、情報を共有化できず組織として対応ができなかったことなど、通常行っている対応と違う点がなぜ起こったのか、それとももっと違う事実があるのか、こうした問題についてしっかりとした検証を行ってまいりたいし、それは外部の方に徹底して見ていただく必要があるというふうに考え、外部有識者による児童虐待検証委員会を設置し、現在、徹底的な検証をしていただき、年内にその結果をとりまとめていただく。その一方で、子どものいのちを守ることが大切なので、もう一回、すべての案件に対し緊急の総点検を行い、その安否確認を行ってきたところ。府としては、こうした上に立ってさらに緊急点検については、12月補正でも一定お願いしたいと思っているが、この検証結果を踏まえ二度こうしたことが起こらないよう職員が一丸となって取り組みたい。

②行財政改革について

【林田】平成17年度の行財政改革の総括、経営改革の推進方策はどうか。

【知事】 税収増は来年度の交付税算定で相殺され、さらに交付税削減も見込まれることから約260億円の基金を積み立てた。厳しい財政環境に、人件費・府債発行の抑制で対処する。また、「経営改革プラン」をいっそう推進し、後世にツケを残さないよう世代間のバランスをとるようしていきたい。

③府立両大学の「法人化」について

【林田】いま、なぜ、法人化なのか。長期的に教育など大学の安定運営、健全性が確保されるのか。府民との関係がどうなるのかなどについて、知事と両学長の所見はどうか。

【知事】 社会経済が大きく変化する中で、大学に求められるニーズも急速に変わりつつある。特に学問の高度化、複雑化にどう対応していくのか、さらに少子高齢化の中で大学間の競争も非常に激化しており、そういう時代において、府立の大学としてどういう魅力のある、府民のニーズに対応する大学を作るのかがいま問われている。公立大学の法人化は、地方独立行政法人といわれているものだが、これが何故できたかという点、地方公共団体という点、知事自身が直接実施するまで行かなくてもいいだろう、ただし民間の主体にまかせると適切に行われぬ恐れがあるのではないかとこのものについて、より柔軟に実態に合わせて運営できるように作られた。その中で、特に大学については、公立大学法人という形で「公立」ということを法律で明確にうたわれている。それは、公立大学は府民に色んな形で貢献していくもので、民間の主体にまかせると適切に行われぬ恐れがあるものにあたると思うので、その中で公立大学法人化というものが法律までできている。そういう制度であることを理解願いたい。

その法人化によって、予算や組織、人事制度が弾力化され、また環境の変化に適応した資源配分の重点化や組織変化なども、大学において自由度が高まる。大学における職員採用も可能となるなど、長期的専門的職員の養成もできるようになる。そして、大学が主体的に運営に対する説明責任や外部評価など、府民視点での透明性も確保できる。それに対する京都府の関与は、実はいまどういう形で大学に関与するかということは非常に曖昧な形になっているが、この法律では府自身が法人の中期目標を作成していく、そして法人が作成する中期計画を、これは議会も含め認可する中で、大学としての今後のあり方を京都府自身が関与していくという体制ができる制度になる。それにより、私は、大学としても取り組まれるべき基礎的研究のような分野や附属病院に求められる地域医療についても、中期目標に位置づけることで着実に取り組まれる体制が確保できると考える。

以上のように、法人化は、「公立」の良さをしっかりと残し、大学が主体的により時代にあった行動ができるようにすることだと捉えている。今後とも、そうした観点で府立の両大学がいっそう魅力ある大学として実現するよう、両大学とも十分に協議を図りながら取り組んでまいりたい。

【医科大学学長】 自由な教育研究により、いっそう発展的研究を進め、将来的にヘルスサイエンス系の総合大学を目指すという本学の将来のあり方を考える上で、産学公連携の柔軟な対応や、外部資金の導入、予算・組織面での現在の運営方式では制約があるので、これを克服するために法人化は最適な方法であると考えている。

また、法人化については、設置者と大学が十分に議論する中で、その責任体制を明確化し、大学の目標とそれに至る過程を広く公開することにより、府民に開かれた府民のための大学となるという認識で我々と設置者との意志が合致したもの。

法人化後の健全な大学運営については、開かれた大学として府民の理解を得るとともに、経営の努力も行うこととしており、引き続き支援いただきたい。なお、府民の健康に直接関わりのある附

属病院については、法人化により柔軟な対応が可能となると考えており、世界トップレベルの医療とともに安心して信頼できる充実した医療サービスを提供することで、よりいっそう地域社会に貢献できると考えている。

【**府立大学学長**】本学としては、全国初の公共政策学部の設置など大幅な改革を行い、教育研究の充実や地域貢献を図ることにより、府民や地域の多様な課題に応えることのできる中規模総合大学としてさらに発展したいと考えている。そのためには、大学として取り組むべき目標や計画をしっかりと持ち、予算執行や外部資金の導入、研究組織について自由度を高め、自主的な判断により大学運営を行い、その結果について府民の目線で評価を受ける。そういう仕組みが必要と考えている。とりわけ、本学のように、年間予算の3分の2が府民の税金であることを踏まえると、これらの過程が議会や府民に公開され、大学として説明責任を果たすことができる公立大学法人化が、大学改革を有効に進める上では必要と考えており、これまで大学と設置者が時間をかけて議論をふかめ、両者の思いがその方向で一致した。この後も、設置者の力強い支援や議会のご理解をえながら大学の改革を進め、貴重な財源を有効に活用して教育・研究の質をいっそう高め、学生や府民のみなさんの期待に応えていきたい。

④伝統産業対策について

【**林田**】①京のきもの元気づくり事業の状況、②中小企業の年末の資金繰り対策、③京物愛用券の検討状況についてどうか。

【**知事**】①産地の職人さんフェア開催など、きものキャンペーンを進める。②あんしん借換融資の延長にむけ、現在検討中。③カタログギフト方式か商品券方式かなどを検討中。

■伝宝 和平（自民党）

①ゴミのポイ捨て対策について

【**伝宝**】ゴミのポイ捨て対策の現状はどうか。

【**知事**】木津町など9市3町で条例化されている。

②フェロシルトの撤去について

【**伝宝**】加茂町のフェロシルトの全量撤去の進捗状況は。

【**知事**】7万トンの約3割にあたる2万トンを撤去。現在、もう1本の搬出ルート確保にむけて努力しているところ。

③農業の後継者対策について

【**伝宝**】農家の後継者づくりの取り組み状況はどうか。

【**知事**】安定した仕事と所得確保が重要で、京野菜や特産物への支援を行っている。認定農家は増えているが、米だけの農家は4%で、今後も地域特性を生かした取り組みを進める。

④木津警察署の運転免許書の更新状況について

【**伝宝**】更新状況と住民の反応はどうか。

【**府警本部長**】優良運転者の55%が木津署を利用。概ね好評。

⑤学研都市について

【**伝宝**】木津町北地区152ヘクタール（予定人口5200人）、東地区55ヘクタール（予定人口3200人）の中止が3年前に発表された。上下水道の計画変更などの問題もあるが、新木津川市の出発にあたり、その都市計画、整備方向についてどう考えるのか。

【**知事**】バブル崩壊など大きな変化の中でも学研都市は大きな発展を遂げてきたが、一方で見直しの問題も生じてきた。私も直接公団総裁への申し入れや要請を行ってきた。サードステージプランでは、自然環境との調和を図る整備方向が示されており、また、府・町も参加し、都市会計機構が中心となった「木津地区まちづくり検討委員会」において、昨年、木津町東部地域の整備構想がまとめられた。この中で、木津北・東地区については、東地区の西側に居住ゾーンを、他の箇所については地域の自然環境を生かした共生ゾーンの概念を導入したまちづくりを目指すとしている。さらに、木津中央地区については、南北両端部を学研施設ゾーン、中央部に居住ゾーン及びセンターゾーンを整備することとし、現在、本格的な工事再開にむけ調整中。

■巽 昭（自民党）

①産業振興について

【巽】産業振興についての平成17年度の施策をどう総括しているか。

【知事】中小企業の再生・創造・継続への支援、新産業創出、企業誘致など積極的施策を展開。企業誘致は60社中約7割が中小企業。全体で5000名規模の雇用を確保した。

②織物産業の支援について

【巽】織物産業の新分野進出等の取組みは。

【知事】絹もようが順調に売上げを伸ばすなど需要は大きい。絹製品の試作品開発、販路拡大にいつそうの支援を図りたい。

③府北部の医師確保について

【巽】地域偏在、特定診療科の医師不足の対策は。

【知事】勤務環境の整備、医師派遣システムの構築、優遇策の検討等を行う。また、中長期的対策を府立医大も入った医療対策委員会で検討するとともに国に根本的対策を求める。

④災害普及対策について

【巽】災害復旧対策の推進について、要望する。